

平成17年7月15日（金）

企業会計審議会
第10回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
（中央合同庁舎第4号館11階）

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第10回監査部会を開催いたします。

皆様には、ご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することとしたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回の部会では、これまでの部会の審議を踏まえまして、今般の監査基準改訂の全般に関しましてご審議をいただきました。本日は、前回頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして基準の修正等の整理をさせていただきましたので、修正点等を事務局から説明してもらいます。

また、前回の部会でも申し上げましたけれども、この「監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準の設定について」につきましては、これまでの企業会計審議会の基準と同様、当部会で了承を得た後、公開草案として公表させていただき、広く意見を求めていきたいと考えております。

つきましては、公開草案の公表に当たりまして、併せて公表すべく審議の経緯や改訂の内容等を記載しました公開草案のいわゆる前文についても案を用意させていただきましたので、事務局からポイントを説明してもらい、公開草案(案)と併せてご確認等いただきたいと考えております。

それでは、事務局お願いいたします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局から前回の部会で頂戴いたしました意見を踏まえましての基準案の修正点及び本公開草案のいわゆる前文につきましてご説明させていただきます。

資料が1から3までございますが、資料1が監査の基準の全体の体系(案)です。資料2が、公開草案の(案)です。それから資料3が、監査基準の改訂に伴います監査の流れの現行と新基準の違いを示したものでございますが、この資料3につきましては前回の部会でお示した資料と変更はございません。

まず、資料1は監査基準の体系(案)でございますけれども、こちらにつきましては項目の名称や番号の表記が本体の基準の方で変更になっていますので、それと併せましての修正ということになります。そのほかの変更はございません。

それから資料2が今回の公開草案の案でございますけれども、今回は監査基準の改訂及びそ

れに連動した形での中間監査基準の改訂と、監査に関する品質管理基準の設定の3つがございます。したがって、公開草案の表題もそのような形になっていて、右下に通しページを付させていただいておりますが、1ページから8ページまでがいわゆる前文です。その後に監査基準、中間監査基準の改訂案、それから監査に関する品質管理基準が添付してございます。

最初に前回の部会等におきましていただきましたご意見等を踏まえまして修正をいたしました箇所についてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、監査基準の改訂に係る変更点ですけれども、通しページの9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページからが監査基準でして、左側に現行の監査基準、右側に監査基準の改訂案をお示ししております。前回からの変更点につきましては網かけを付させていただいているところでございます。

最初が、3ページ目、通しページでまいりますと11ページ目でございます。実施基準の3のところ、「経営者が提示する財務諸表の記載事項に対して」というところの「対して」に網かけがついてますけれども、この点につきましては前回の部会で友永委員の方からいわゆるアサーションに対してということを確認してはどうかというご意見がございました。前は「記載事項について」という表現だったのでございますが、このままですとちょっとわかりづらいのではないかとということで、そこを「対して」ということにいたしまして、経営者が提示する財務諸表の記載事項に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分な監査証拠を入手しなければならないという点を明示したものです。

それから、1ページおめくりいただきまして、監査計画の策定の2のところですが、こちらにつきましては前回までは「おいて」だったのを、「当たり」に戻したところでございます。

それから3でございますけれども、「適切な監査時間の確保等」というところに網かけをしておりますが、こちらは前回の部会でご提示をしていましたのが「監査時間の増加」という表現になっていたところですが、こちらにつきましては逆瀬委員及び久保田委員から、監査時間の増加が監査の質を直接向上させる主要因になるのではなくて、必要な監査手続を実施した結果、監査時間が増加することになるのではないかとご意見をいただきましたので、「適切な監査時間の確保等」ということで修正をさせていただいているところでございます。

それから、1ページおめくりをいただきまして、通しページの13ページ、三の監査の実施の2の内部統制の関係でございますが、右側ですが、前回の案ですと、「内部統制が存在しない

か」の後に「内部統制に重要な欠陥が存在するか」という文言が入って、「あるいは有効に運用されていない可能性が高い」と続いておりまして、「内部統制に重要な欠陥が存在するか」という文言が挿入されていたのでございますが、この点に関しまして逆瀬委員並びに町田委員の方から、企業会計審議会の内部統制部会との関係があるのでそちらとの整合性をとってはどうかというご指摘を頂戴したところございまして、そちらでは「内部統制に重要な欠陥」という表現を使っており、内部統制が有効に運用されていないということの中には内部統制に重要な欠陥があるということも当然含まれているのではないかとご意見を頂戴したところでございます。この点につきましては、内部統制部会の基準も現在公開草案に付されているところでございますけれども、そちらの基準の位置づけが明確になった段階で見直すということで、「内部統制に重要な欠陥が存在するか」という部分を削除いたしまして、「内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には」という表現に修正させていただいたものでございます。

監査基準の改訂に関する変更点は以上でございます。

それから、通しページの22ページ以降の中間監査基準ですけれども、こちらについては最初に通しページの23ページをご覧いただきたいと思っております。

先ほど申しましたとおり、監査基準の改訂と連動した形で中間監査基準も変更しておりますので修正点についても同様の点を修正してございまして、例えば23ページの一番上ですが、監査時間の増加のところを「適切な監査時間の確保等」ということに修正させていただいておりますのと、4のところも「ついて」を「対して」に修正しているところでございます。

それから、1ページおめくりいただいて24ページの7のところですが、この7のところにつきましては、逆瀬委員及び久保田委員からご意見を頂戴したところですが、この網かけの部分は前回の部会でご提示をした案ではなかったものですが、特別な検討を必要とするリスクをより明確にするという観点から監査基準の改訂と同様の表現を入れさせていただきますと、「会計上の見積もりや収益認識等の判断に関わる事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等の」という文言を追加させていただいたものでございます。

それから、下の実証手続のところにつきましては友永委員からご意見がございまして、前回の案では「分析的手続を中心とする監査手続」となっていたものを監査基準と併せまして「実証手続」と修正させていただいたものです。

中間監査基準の改訂に関する修正点は以上でございます。

それから、監査に関する品質管理基準（案）の修正点ですが、通しページで30ページ以降で

ございます。30ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、左側に前回の部会でご提示した案、それから右側に今回の修正案ということで、こちらについては網かけではなくて前回の部会の案からの変更点につきましてはアンダーラインを付させていただいております。

全体を通しての表記の仕方ですけれども、例えば目的のところを見ていただきたいのですが、これまでは、「一 目的」という形になっていましたが、これを「第一」ということですべて「第」をつけさせていただいております。

それから、注の1ですけれども、こちらにつきましては、前回は「監査基準における監査人は」と表現されていたものですが、品質管理基準の注ですので品質管理基準を念頭に置いた形で、「本基準における監査事務所及び監査実施の責任者は、監査基準における監査人に相当する」といったような形に修正させていただいたものでございます。

それから、第二の品質管理システムの整備及び運用のところですが、こちらについては友永委員からご意見を頂戴いたしまして、左の修正前ですが、「監査業務の受任から」という形になっており、契約の更新というのを前回削除したものですけれども、継続と新規では品質管理の実務上の扱いが大きく異なり、新規のみが品質管理の対象となるような誤解を与えるのではないかとご意見を頂戴しまして、そちらを踏まえまして「監査契約の受任及び更新から」ということで、新規の受任については受任という言葉で統一をいたしまして、継続については更新という表現を使わせていただくということで、「監査契約の受任及び更新から」という表現に修正をさせていただいたものです。

それから、1ページおめくりをいただきまして、31ページの品質管理システムの構成ですが、こちらは今申し上げた点と同様の修正です。

それから、もう2ページおめくりいただきまして通しページの33ページの第六ですけれども、こちらと同様の修正でございまして、「監査契約の受任及び更新」という形に修正させていただいているところです。

それから、1ページおめくりをいただきまして通しページの34ページ、第八、業務の実施の一の監査業務の実施のところですが、その2ですが、前回の案で、「監督及び査閲の手順と方法」となっていたところですが、こちらにつきましては友永委員から手順まで入れるというのは細か過ぎるのではないかとご指摘をいただいたところでした。査閲の方法の中には重要な手順ということも含まれると考えられますことから「手順」という文言を削除させていただいたものです。

それから、1ページおめくりをいただきまして4のところですが、前回の案ですと、「監査調書の内容が監査意見に適切に反映されているかを監査実施者との間で確かめなければならない」というものですが、この点についても友永委員からご意見を頂戴しまして、監査意見の形成のために十分な証拠という意味だということだと思いが、その辺が明確になっていないのではないかとのご指摘を頂戴いたしましたので、その点を踏まえまして、「監査調書の査閲等を通して、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめなければならない」と修正させていただいたものです。

それから、1ページおめくりをいただきまして、三の監査上の判断の相違のところですが、こちらのアンダーラインのところですが、黒川委員の方から意見表明の主体は監査責任者ということでよいのかどうかといったご質問を頂戴したところでごさしまして、こちらにつきましては、監査上の判断の相違については、監査実施者間または監査実施の責任者と意見表明に係る審査の担当者との間の判断の相違を解決するための必要な方針ということで整理をさせていただきまして、「意見表明に関する」という文言を挿入いたしましたのは、その次の四の監査業務に係る審査と混同を避けるという意味で「意見表明に関する」という文言を挿入させていただいたものでございます。

それから、1ページおめくりいただきまして37ページでございますけれども、第九、品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証でございます、この2のところの監視と検証のところにアンダーラインが引いてございますけれども、こちらにつきましては1との表現の整合性をとってはどうかといった点につきまして友永委員からご指摘をいただきましたので、1と表現を合わせる形で「の監視」及び「の検証」という形に表現を修正させていただいているものでございます。

それから、1ページおめくりをいただきまして十の監査事務所間の引継のところですが、こちらにつきましては1のところですが、前回の案ですと「財務諸表に係る重要な虚偽の表示に関連する不正等」という形になっていたものでございますが、この点については町田委員から、財務諸表に係る重要な虚偽の表示に関連する不正ということになると重要な虚偽の表示に係るという部分が重複しているのではないかとのご指摘を頂戴いたしましたところでごさしまして、この点を踏まえまして「財務諸表における重要な虚偽の表示に係る情報又は状況を把握していた場合」と修正をさせていただいたものでございます。

前回の部会における案との修正点は以上でございます。

公開草案(案)の1ページ目に戻っていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたこの1ページ目から8ページ目までが本公開草案に当たりましてのいわゆる前文でございます、こちらにつきまして主なポイントを簡単にご説明させていただきたいと存じます。

まず、この前文につきましては、監査基準及び中間監査基準の改訂及び監査に関する品質管理基準の設定の3つに共通する前文という位置づけになっています。

まず一が審議の背景でございますけれども、こちらについては監査基準の改訂の経緯が前段の方で書かれておりまして、2つ目のパラグラフのところで、監査基準の基本的性格として、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であるといったことで規定しておりまして、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当たり、常にこれを遵守しなければならないという当初の位置づけを記載してございまして、その後、これまでの監査基準の主な改訂点を縷々記載してございます。

今回の改訂は、平成14年に行われました監査基準の大幅な改訂後の改訂という形になりまして、平成14年の改正では、一番下のパラグラフにございますが、主に継続企業の前提、いわゆるゴーイング・コンサーンへの対処等が大きな改訂点になっていたところですが、今回の改訂はそれ以来の改訂になるということです。

1ページおめくりをいただきまして2ページ目でございますけれども、2つ目のパラグラフですけれども、今回改訂に至りました経緯ですが、最近、証券取引上のディスクロージャーをめぐる不適正な事例が相次ぎ、公認会計士監査をめぐる監査法人の審査体制や内部管理体制などの監査の品質管理に関連する非違事例が発生している点、それから、公認会計士・監査審査会のモニタリングの結果等からは、リスク・アプローチが適切に適用されておらず、その改善が求められる事例が多数見受けられる。こうしたことから、当審議会では、公認会計士監査の品質管理の向上及び従来のリスク・アプローチの問題点を改善するための監査基準の改訂等の所要の検討を行うことになったということでございます。これらの点については、監査基準をめぐる国際的な動向を見ても整合的であり、これらの点が審議の背景としてございます。

その下の二の審議の経過等でございますけれども、国内における公認会計士監査の実務の状況ですとか、監査基準の国際的な改訂の状況等を踏まえまして、監査法人等における監査の品質管理の基準の具体化・厳格化及び事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの導入に関する審議を行ってまいりまして、継続的に監査基準等を見直し、先端的な監査の考え方や手法等を導入してはどうかといった点で検討がなされてきたところでございます。

なお書きのところですが、国際的な監査基準等が継続的に見直されているという点も

ございますので、一番下にございますが、今後も、継続的な監査基準等の改訂作業を進めていく必要があるのではないかと記載させていただいているところでございます。

それから、1ページおめくりをいただきまして改訂監査基準等の構成ですが、2つ目のパラグラフのところですが、今般の主な改訂点の一つでございますが、監査の品質管理に關しましては、監査の品質管理がこれまで以上に重要になってきていることや国際的な動向等を踏まえますと、個々の監査の実施手続を中心に定めている監査基準における一般基準の改訂を行うのみならず、監査に関する品質管理の実施に係る基準を体系的に整備することが適当であると判断し、監査基準とは別に独立の品質管理基準を設けることとしたということで、先ほど見ていただきましたように独立の品質管理基準を設けたところでございます。

主な改訂点の一つでございます品質管理基準の設定ですが、その下の四ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、品質管理に関する基準の具体化・厳格化を図るべく、一般基準での改訂に加えまして独立の品質管理基準を設けることとしたものでございます。ただし、これについては監査基準とともに監査の基準を構成するものでございまして、監査基準と一体となって適用されるものであることは言うまでもないという点を1のところで記載させていただいているものです。

今回の品質管理基準の主な内容につきましては先ほどもご覧をいただきましたが、国際的な監査の基準と同様に監査事務所レベルでの品質管理と、個々の監査業務レベルでの品質管理に分けて監査契約の受任及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る各段階における品質管理システムの整備・運用を求め、監査実施者にはこのシステムに従って監査業務を実施し、監査業務レベルで品質管理を行うことを求めているものでございます。

1ページおめくりをいただきましてなお書きの最後のところですが、これは部会等でもご意見がございましたが、それらを踏まえまして、最後の下から3行目でございますけれども、監査業務の質が合理的に確保される範囲で、監査事務所が扱う監査業務の目的や内容等に応じて、品質管理のシステムの内容が変化することは当然であろうということで、監査の目的とか内容に応じて求められる品質管理のシステムもそれに応じて対応することになるという点を明記させていただいているものでございます。

それから、五のところですが、もう一つの柱でございます事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの導入の点について意義及び現在のリスク・アプローチとの違い、それから、どのような形で新しいリスク・アプローチを行うのかという点を記載してございまして、

まず1のところが事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの意義ということですが、2つ目のパラグラフの「しかし」以下のところですが、今回事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの導入の背景、従来のリスク・アプローチには幾つかの問題点が指摘されているということについて、まずアのところで、従来のリスク・アプローチは、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために固有リスクと統制リスクを評価して、発見リスクの水準を決定することとしたと。ただし、実務においては、これらのリスクを明確に分けることは困難ではないかと言われていたところがございます。

それから、イのところですが、3行目からですが、監査人は、自己の関心を財務諸表項目レベルに狭めがちで、かつまた、監査の実務が機械的となり、その結果、監査対象企業の事業の性格ですとか組織、企業環境等に起因して財務諸表に重要な虚偽の表示が生ずる可能性や特別な配慮を必要とする虚偽の表示の可能性を見落としがちとなって監査を失敗する事例があったのではないかとといったような点がございました。こういった点を踏まえまして、今回新しく事業上のリスクを重視したリスク・アプローチを導入してはどうかといった点が検討されたものです。

1ページおめくりをいただきまして、2の事業上のリスクを重視したリスク・アプローチと従来のリスク・アプローチとの関係、違いですが、1行目の後段からですが、監査人が内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮することを、監査計画の策定、並びに監査の実施における重要な要素と位置づけ、これを基本原則に置いたということがございます。

次のパラグラフですが、財務諸表の全体における虚偽表示のリスクを評価するトップ・ダウンの視点を追加し、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルで重要な虚偽の表示が生じる可能性を「重要な虚偽表示のリスク」として評価するといったような点でして、このうち、財務諸表全体として重要な虚偽表示のリスクがあると判断された場合は、そのリスクに応じて補助者の増員等々の全般的な対応を監査計画に反映することを求めているものです。

それから、1ページおめくりをいただきまして、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチにおけるリスク評価と監査手続ということですが、こちらにつきましては2つ目のパラグラフのところですが、監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事業上のリスクを考慮することによって、リスク評価の対象を広げるとともに、監査人としての判断の深度を増し、より適切な監査を実施することができると考えられるという点が今回の事業上のリスクを重視したリスク・アプロ

一チにおけるリスク評価になってくるといふふうに考えているところでございます。

以上が、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの考え方のポイントということでございます。

それから、1ページおめくりをいただいて、一番下の六の中間監査基準の改訂でございますが、監査基準におきましては、今申し上げました事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの考え方を取り入れた監査基準の改訂が行われることになりましたので、連動して中間監査基準においても今般の監査基準の改訂と併せて所要の改訂を行ったということを前文の方でも明記させていただいたものでございます。

それから、最後に七でございますが、実施時期等ということですが、まず改訂監査基準と品質管理基準につきましては、平成19年3月決算に係る財務諸表の監査から実施してはどうかということでございます。ただし、改訂監査基準につきましては、18年の3月決算に係る財務諸表の監査から実施することを妨げないということとしてはどうかということですが、

それから、改訂中間監査基準につきましては、18年9月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施してはどうかということですが、ただし、改訂の監査基準を早期に適用した場合には、改訂中間監査基準につきましては17年9月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げないということとしてはどうかということでございます。

2のところ、改訂基準等を実務に適用するに当たっての必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、適切な手続のもとに早急に作成されることが要請されるといった点を記載させていただいているところでございます。

以上、ご説明させていただきました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました監査基準及び中間監査基準の改訂案及び監査に関する品質管理基準案の修正点並びに公開草案に添付されますいわゆる前文につきまして、委員の皆様からご意見等を頂戴したいと存じます。どなたからでも結構でございますけれども、ご自由にご発言ください。

友永委員。

○友永委員 それでは、ちょっと1つ、今のご説明の中で確認をしたい点がございますので質問させていただきます。

通し番号で36ページでございますけれども、ここの三の監査上の判断の相違というところに、

「意見表明に関する審査の担当者等」というところに「意見表明に関する」というのをおつけになったのが、四の監査業務に係る審査との相違を明らかにするためというように聞いたのですが、私の理解では、前の部会の際に監査基準での意見表明に関する審査と監査業務に関する審査というものが同じかどうかというご質問をさせていただいたときに同じだというご返答をいただいた記憶があるのですが、そうしますと、そこら辺のところは現在のお考えでどうなっているのかちょっとご説明をいただきたいと思います。

○山浦部会長 事務局からどうぞ。

○野村企業会計調整官 1のところでは監査事務所は、監査実施者間又は監査実施の責任者と意見表明に関する審査の担当者等との間の判断の相違を解決するためということにさせていただきました。監査実施者間、これは監査責任者と補助者の間、ないしは意見相違や監査上の判断の相違、それから監査実施の責任者が意見表明に当たっての審査の担当者との判断の相違等を解決するための必要な方針ということでございまして、先ほどちょっとご説明申し上げましたが、四のところでは監査業務に係る審査ということで、意見審査に限らず監査業務全般に係る審査ということでございますので、そことの違いを明確にしたということで、その1のところでは、監査実施の責任者と意見表明に関する審査担当者との間の相違を明確にするということで意見表明に関する審査の担当者とさせていただいたものでございます。

○山浦部会長 私の理解、今事務局の方から説明したことに関連するのですけれども、もともとの案が四の中に三を含めた形でとっていたのです。それを今度明確にしたと、特に監査基準の意見審査というところがありますので、これにかかわる手続をここで改めて明確にしているという、こういう位置づけだと思うのですけれども。

どうぞ。

○友永委員 そういたしますと、意見表明に関する審査のこれは担当者の話になっていますのでちょっと話は違うと思うのですけれども、意見表明に関する審査という概念が従来から監査基準にありますね。それを具体的に表現したのがこの監査業務に関する審査かというふうに私はとっていたのですが、それよりも広い概念ということでしょうか。

○山浦部会長 この四の監査業務に係る審査のところは、これが全部でもっと広い概念で、特に意見表明にかかわる審査のところを取り上げてこの三のところでは特定したと、こういう位置づけ、これでよろしいですね。

どうぞ。

○友永委員 意見表明に関する審査という言葉で、事前ですね、意見表明に先立ってという事

前審査の範囲というのは、やはり監査計画の妥当性から、実施した手続の中身、そういったことを全部含めての審査が来るのだらうと思うのですが、そのイメージと、もう一つ、国際的な品質管理基準の方では事後的な審査というものもあるわけです。そこら辺の書きぶりが、私はこの監査業務に係る審査というのは事前審査を意味していて、それは意見表明に関する審査というものとほぼダブっているというふうに思っていたのですが、そうしますと、事後審査もここに含めて考えていらっしゃるということでしょうか。

○山浦部会長 これは含めて考えているということでこちらの方は理解していますけれども。

友永委員の方でご意見、こちらの方の理解の仕組みと友永委員の方でご理解されているところの違いというのでしょうか。

○友永委員 ちょっと考えが若干ずれているようなところがございまして、すぐに判断できかねますけれども、37ページの第九の監査業務の点検というのが事後的な審査というか、監査業務が終わった後、定期的に点検作業をして、それがいわゆる事後点検、事後審査かというイメージを持っているのですが、そういうことではないのでしょうか。

○山浦部会長 これは、第九は全体的な意味でそういった意味では事後に入るのですがけれども、特に意見表明、監査の実施にかかわるところ、業務の実施ですね、ここでこの業務について監査人が意見を表明すると、その意見表明した中身について審査を受けると、その審査を受けて仕組み全体を見ると、それでこの一から四までが一応完結した形になって、そしてそれを最終的に九で締めくくるといふ、こういう仕組みではないかと思うのですね。

○友永委員 監査基準で特に重点的に書いてあるのは、意見表明の前に審査を受けるということだろうと思うのです。そういう意味で、監査業務に係る審査というのは意見表明に関する審査と私はイコールではないかと。そういったことをすべての監査に関して求めると、監査の実施という中に入れ込んで、それが一つのプロセスだという理解をしてこういうふうにおつくりになっているのだらうと私は理解しておりました。それだけではなく、監査意見を表明した後、定期的にそういったことがどうだったかということ点を点検していきなさいということだめ押しでくっつけていくのが品質管理だらうかと、そういうふうに考えているのですけれども。

○山浦部会長 だめ押しというか、さっきの総括的と言ったのはそういった意味なのですから。

どうぞ、町田委員。

○町田専門委員 友永委員のご質問のところについて、私の方から、コアのメンバーの一人として説明させていただきたいのですけれども、前回の部会では、ここは意見表明に係る審査と

ということと監査業務に係る審査ということは同じだ、との説明があったのはご指摘のとおりかと存じます。また、この基準案では、今、ご議論のあった事前事後という問題は、この四が事前で、それからご指摘のとおりその後の九の検証の部分が事後ということで私も理解しております。

ここで「意見表明に係る審査」ということを、新たな文言で書く必要があるかどうかは別にしまして、ここであえてこういう言い方をしているのは、あくまでも意見表明の前に、審査担当者と監査実施の責任者との間で何か意見の相違があった場合にはそれを必ず解決しなくてはいけない、ということを示すためかと存じます。あくまでも意見表明の前の段階で、意見表明に関係して何かコンフリクトがあったら、それを解決しなければいけないということで、この規定の焦点は、文章の後段の部分にあるわけで、ここで特に意見表明に関する審査と、監査業務に関する審査ということを区別するという趣旨ではない、というふうに理解しております。

したがって、事前審査、事後審査の問題については、それぞれ四と、その後の九で別々に規定されているという点はこれまでどおりですし、この三の判断の相違のところについては、今回、この部分の文言を変えることに焦点があったわけではなくて、あくまでも判断の相違を解決してからでないと意見表明できないという、その点を強調するために、「意見表明に関する審査」という言い方で言い換えて強調しているのだというふうに理解しているところです。

○山浦部会長 私の方の説明で、特に意見表明に関する審査という、あえてこれを三のところに入れてはその監査基準との整合性を持たせると、それでもって前回ご指摘のところの理解しにくいところを改めてこれでもって明確にしたという、趣旨としてはそういうところですけども、それに絡めてこの業務全般についての四のところでは事後審査と事前審査という分け方で、ちょっとこれでうまく言えるかどうかわからないんですけども、少なくとも第九とここで言う業務の実施のところの四のところは、監査業務に係る審査のところの関係は今町田委員の方で指摘された意味では事前と事後というんでしょうか、ただ、少なくともこれによって枠組みが、品質管理の全体の仕組みがシステムティックに一層明確になったように私自身は考えているんですけども。

どうぞ。

○友永委員 町田委員のご説明で納得できますので、ただ、表現をどうしたらいいのかとか、もう少し本当にどこまで重なっているのかといったような点についてはまたご意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

○池田企業開示課長 今、事務局あるいは部会長からのご説明と、それから友永先生からのご意見、それから町田先生からのご意見も伺いまして、大体認識は確認できているんだろうと思います。それぞれのご意見の認識が一番合うようにちょっと文言は可能な修正ができるものはいたいと思います。理解しているところではこの四があって、これが監査業務に係る審査という大きいものがある、その中で特に監査意見の表明という大事なプロセスに至るときの位置づけというのがこの三の方に書いてあって、場合によっては四の方が先にあった方がわかりやすいのかもしれませんが。それで町田先生がおっしゃったように、これはこういったプロセスがなければ監査表明はしてはいけないんだという趣旨で入れているということなんで、それがもうちょっとはっきりするような文言が工夫できないかはちょっとご趣旨を踏まえた形で修正を考えたいと思います。

○山浦部会長 いかがでしょう。国際基準の方も照らし合わせてこの順番をもう一回見直しますけれども、少なくとも今友永委員の方でご指摘の点がもっとわかりやすい形で明示されるように検討させていただきます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 前文と、それから前文以外のところで幾つか、4つか5つぐらいコメントがあるんですが、前文以外のところでもよろしいわけですね。どうでしょうか、一つ一つ……

○山浦部会長 はい。

○加藤臨時委員 それでは、まず最初、前文の方なんですけれども、この前文の中のリスク・アプローチについての記述を読んでいますと、具体的には例えば前文の4ページの五の事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの導入の1番、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの意義のところの記述を読んでいますと、従来の、現在採用しているリスク・アプローチという基本的な概念が変わったというふうにとれる記述が幾つかあるわけなんですけれども、私の理解では大きな枠組みとしてのリスク・アプローチというのは変わっていないで、ただ運用とか適用方法においてビジネスリスク、事業リスクを重視するとか、あるいは固有リスクと統制リスクを結合した重要な虚偽表示リスクに変えるとか、というような運用とか適用面での変更であって大きな枠組みは変わっていないという理解でいるんですけれども、どうもこの全体的な文章を読むと根本的に変わったような感じがするんですが、まずその辺ちょっと確認させていただきたいんですけれども、どういう基本的なスタンスなのかということですね。

○山浦部会長 この点、変わっているというようには全然考えておりませんで、基本的なリスクモデルがベースになっているということは、ここについては変化ないと。ただ、ご指摘のと

ころが表現上の問題であるかもわかりませんが、少なくとも今のご質問については基本的なリスクモデルについては変えていないという考えです。

○加藤臨時委員 もしそういうことであれば、私もそういうふうに理解しているものですから表現の問題かという気もするんですが、そうしますと例えば4ページの事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの意義の中に、例えば2番目のパラグラフ、「しかし、従来のリスク・アプローチについては、いくつかの問題が指摘されようになった」とか、あのところでも、従来のリスク・アプローチでは、監査人は、監査リスクを云々ということで、従来のリスク・アプローチと、それからこの事業上のリスクを重視したリスク・アプローチを対比させているような書きぶりになっているので、もし根本的な概念の枠組みまで変わっていないということであれば、例えば今の表現の中で、「しかし、従来のリスク・アプローチの運用や適用については」とか、ほかのところもそうなんですが、そういうような表現にした方が今山浦部会長がおっしゃったような趣旨があらわれるのかなというように気がしました。

それから、やはりそれと同じ観点からのコメントなんですが、5ページの一番下のパラグラフに、「結果的に、固有リスクと統制リスクを評価し、これをもとに発見リスクの水準を決定し、その上で、実証手続を実施して監査リスクを合理的に低い水準に抑える、という従来のリスク・アプローチのモデルとリスクの諸概念を監査基準上からは外すこととした」というように書いていますが、これですと、この表現ですと従来のリスク・アプローチのモデルとリスクの諸概念を監査基準上から外すことにしたということになると、この表現ですと枠組みまで変わったと、従来のリスク・アプローチまで変わってしまったというような表現にとれるような気もするんですね。

それで、具体的には、従来のリスクの諸概念の中では固有リスクと統制リスクは残っているわけです。それはそういう言葉は使っていませんけれども、それを結合した重要な虚偽表示リスクという形では残っていると。それから監査リスクという言葉も残っていると。ただ、発見リスクという言葉が一言も監査基準上で出てこないという意味では、リスクの諸概念を監査基準上から外すということには対応するんですが、ただ、基本的な枠組みを変えないとなると、この発見リスクという言葉は本文の監査基準上から完全に外してしまうのがどうかなという懸念も持ってますが、具体的には通しページでいきますと10ページの監査基準本体の基本原則のところの1のところですが、現行では固有リスクと統制リスク、発見リスク、監査リスクという言葉が出てくるわけですが、右の方の改訂版では、固有リスクと統制リスクを結合した財務諸表の重要な虚偽表示リスクは出てくると、監査リスクも出てくると、ただ発見リスクだけが

出てこない。私が理解しているのは、この発見リスクというものに対応するものは「そのリスクに対応した監査手続について」という中に含まれているのかもしれませんが、発見リスクという言葉を使わないと、何か監査人は監査手続を常にパーフェクトに行って、監査リスクというのは重要な虚偽表示リスクからだけで構成されているというように読めるような気もして、監査人はいつもパーフェクトだという、絶対間違わないというような印象を与えるような気もするので、もし従来の基本的な枠組みから変わらないのであれば、発見リスクという言葉が本文の中にどこかに1カ所でも出てくればわかりやすいし、誤解も与えないかなという気もしているんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山浦部会長 まず一つは、リスク・アプローチの運用、適用という表現ですね。これはご指摘のような印象を、つまり根本的なリスク・アプローチ、従来のリスク・アプローチが変わってしまったといった印象を与えるようであれば、やはりこれはご指摘の文章表現を考慮に入れるというのは一つ手かなと今思っている次第です。これをつくっている上では、むしろ加藤委員がご指摘の趣旨でこの文章をつくっているつもりであるんですけども、それをそのままとれないということになりますと、やはりそれを客観的な立場からご指摘のところで直すというのが一つ考えられるかと思っております。

それから、先ほどの6ページの一番最初のリスク・アプローチのモデルとリスクの諸概念を基準上から外すという、これは確かに直接的な表現になってしまって根本的にリスク・アプローチそのものが変わったかのような印象を確かに与えますね。これについても、やはり今言った継続しているという趣旨を生かす表現を何らかの形で加えるということは必要かと思えます。少なくとも趣旨はそういう意味ではなくて言葉を外すということだったんです。

その上で、ここは非常に大事なところなんですけれども、固有リスクという言葉を使わないと、新しいリスクモデルでは重要な虚偽表示のリスクに発見リスクをかけて、それが監査リスクになると、こういう形で理解すればそれでいいんですけども、この監査基準の枠組みで、一つこれは加藤先生もお気づきだと思うんですけども監査計画の策定、それから監査の実施という従来の枠組みをとっているわけです。その枠組みに対して新しいリスク・アプローチでは、統制リスクの評価のところは2つに分かれてしまうんです。この監査計画の策定ということに関連づけるとすると、その統制リスクの評価のところはどうしても、いわば両方にまたがってしまうわけです。これがなかなか非常に知恵の出どころといいまじょうか、このリスク・アプローチそのものについて、いわば国際監査基準みたいにピース・ミールでそれだけについている基準をつくれればそれは比較的簡単に解決できる問題かもわかりません。ところがこ

の監査基準、審議会で作る監査基準は監査の全体の枠組みの中で位置づけなきゃならないんです。そうすると、先々まだこのリスク・アプローチ以外にも監査基準の改訂事項がまだ出てくるわけです。それを考えますと、やはりこの枠組みは現段階では変えることはできないという判断をしたわけです。

この判断のもとで新しいリスクモデルに従った概念を当てはめていきますと、どうしても発見リスクの説明が非常に余分になってしまうとか、ここだけがちょっと浮いてしまうということになります。これは協会の方でつくられております基準委員会報告書で検討されたところでもあると思うんですけども非常に難しいという、少なくともこの枠組みとピース・ミールアプローチでのリスクモデルだけを取り上げた基準とうまく刷り合わないところですね、したがって、最終的な判断では発見リスクというのを落としたという形になっております。

そのかわりに一定水準の監査リスク、これを一定水準に抑えるという、ここの表現でもって事実上ご指摘のところを、いわば基準上に込めたつもりなんですけれども、少なくともこの点については今言ったような現行の基準の基本枠、これを壊さないということの結果なんです。公開草案を出した段階でまた多々こういった点についてご質問等も、あるいはご意見等もあると思うんですけども、それはそれでまた対応させていただきますけれども、少なくとも今加藤委員のご指摘の点についてのコア会議の方の答えは今私が申し上げたとおりです。

どうぞ。

○加藤臨時委員 今部会長おっしゃったように、いずれ公開草案として幅広く意見を収集されますので、その過程の中でまたご検討いただければということをお願いしたいと思います。

ただ、今一つ確認させていただきましたのは、本基準の方で発見リスクという言葉は使っていないけれどもその趣旨は入っているということをご確認いただきましたので、とりあえず公開草案としてはこれで公表してご意見を聞かれた方がよろしいかとは思いますが。

それと、今山浦先生の方からお話しあった監査計画の位置づけについても、確かに先生がおっしゃったように今のこの監査基準の構成と、それから国際監査基準の方の I S A の 300 の方の構成とはちょっと違っているところがありまして、I S A 300 の方では監査計画が監査期間全体にわたってかかってきてリスク評価手続からリスク対応手続、そしてそれが監査期間にわたって連続的かつ反復的に策定されていくという位置づけになっていますので、その辺が、確かに今の公開草案の中では修正という言葉が何か所か出てきますので多分そこであらわしているんだと思うんですが、枠組みとしてはやはりちょっと違っているところがあるかなという気がします。

それは、今先生おっしゃったようにピース・ミールベースと全体的なアプローチの仕方の違いから来ているのかもしれませんが、その辺も今確認させていただきましたので、それと先ほどの発見リスクのことについては中間監査基準の方にも当てはまりますので、これは同じことだということでコメントを述べさせていただきたいんですが、ただ、中間監査基準の場合はなおさら発見リスクという言葉を使わないと、年度監査と中間監査との違いが発見リスクという言葉を使うと非常に明確にあらわされるんですが、発見リスクという言葉を使わないと年度監査と中間監査の保証のレベルが違うということがなかなかわかりにくいところがあるかなという気がします。

もう一つだけちょっと述べさせていただきたいんですが、それは経営者の主張というか、アサーションということなんですが、該当するページで行きますと通しページで言う11ページの右側の公開草案の中の3番なんですが、アサーションというか、経営者の主張をあらわすという意味も込めて友永委員の方からのコメントに対応してここに直されたのが、「経営者が提示する財務諸表の記載事項に対して」ということで、これが経営者の主張というか、アサーションというものを意味しているというふうに先ほど事務局の方からのご説明あったんですが、また今さらこんなことを言うのも気は引けるんですがあえてとりあえず言わせていただければ、もう少し明確にするなら記載事項に対して主張する実在性、網羅性云々というようなことで、例えば最後の方の表示の妥当性に関する監査要点を設定しということ、経営者の主張という言葉が何らかの形で出てきた方がよりわかりやすいかと思っているんですけども、この辺はいかがですか、くどいでしょうか。

○山浦部会長 おっしゃる意味、それから今の国際基準等、これも随分と読みまして、その上での話なんですけれども結局どっちをとるかなんですね。つまり主張の方をとるか、監査人の判断というか、やはり監査要点という概念が非常に重要な役割を果たすと思っておりまして、特に監査手続の計画、それから実施、それから入手する証拠、これらはやはり監査人の判断事項だろうと。その監査人の判断事項ということをおっしゃると、むしろこういう表現の方がいいのではないかという判断だったんですね。恐らく今の国際基準で出されている新しい主張を、アサーションを全面に出す考え方と、ここが若干違うことがわかっております。ただ、わかっているけれども、やはり監査基準というのは特に監査人の判断及び行為を律する基準であろうということで、あえて後者の方の考え方というか、監査人の基準であるということをおっしゃって強調する形でこういう表現にさせていただいているわけです。この点をご理解いただきたいと思います。

ありがとうございました。いずれにしても検討すべきところがありますので、それについては後ほどこちらの方で検討した上で対応させていただきます。

ほかにございませんでしょうか。逆瀬委員、どうぞ。

○逆瀬専門員 1点だけ質問ですけれども、前文の最後に実施時期は、最短の場合には改訂中間監査基準を来々月ですね、この9月に終了する中間監査から実施を妨げないというふうになっております。大体年度監査、中間監査、今ごろちょうど年度監査の計画として、往査の場所、手続監査人が決める、受査側も準備するという、そういうタイミングなんですけれども、こういう早いタイミングで実施することがそもそも可能なのであろうか。

それから2つ目は、先ほど野村さんからご紹介ありましたように、中間監査基準のところについてのご配慮については御礼申し上げます。

この前文の最後のページのところにも書いてありますが、実務の指針についてはJICPAに置いて早急に作成されるというふうになっております。今既にこの部会でもご紹介があったようにリスクモデル関連の5本のルールが3月末に公表されまして、ついこの間は中間監査の一部改訂の公開草案をちょうど出されたところで、コメントも締め切ったという、そういうタイミングではないかと思うんですけれども、特に中間監査の一部改正にまつわる公開草案の中身なんですけれども、先程もご説明ありました特別に検討を要するリスクの話のほかに、これはちょっと本番の議論から離れるかもわからないんですけれども受査側としては一体の話ですから申し上げます。中間監査基準の一部改訂の公開草案の16項ですか、これは資料にもない話ですけれども、そこでのご提案は、重要な虚偽表示リスクの程度によらず重要な取引、勘定残高及び開示の各々に対する実証手続を立案、実施しなければならないというふうに明記されております。それと今般、今公開されようとしている本中間会計基準とはいささか色合いが違っており大変大きな違和感でありまして、ぜひこの辺も含めて新しい監査基準と中間監査基準に準じた実務指針の作成をよろしくお願いしたいと、これはお願いでございます。

以上です。

○山浦部会長 第1点についてはご質問ということで、実施時期については事務局の方から。

○野村企業会計調整官 実施時期等につきましては、第1の改訂監査基準の方の適用が19年3月決算からを原則といたしますが、18年の3月決算に係る財務諸表の監査から実施することを妨げないとしているところですので、聞くところによりますと、大手の監査法人等においては今期といいましょうか、18年3月決算等から新しいリスク・アプローチ、今逆瀬委員の方からお話のございました新しい実務指針に基づいて、新しいリスク・アプローチに基づいた考え方に

基づく監査を検討しているというお話を聞いておまして、改訂監査基準の方を18年3月決算から早期に実施しようとしている場合については、同様に中間についても当初からそういった考え方に基づいて監査計画等を行っているということを前提といたしまして17年9月についても実施することを妨げないということとして、この本基準が最終的に公表された段階で、それに沿った形で監査計画等も再度見直しをしていただいた上で実施していただくということが当然前提になろうかと思いますが、そうしたことが可能であれば17年9月に終了する中間会計期間から実施することも妨げないという趣旨で書かせていただいているものでございます。

○山浦部会長 この点、よろしいでしょうか。

○逆瀬専門委員 ごく一部の、大手のときの話だということであれば承知いたしました。

○山浦部会長 いずれにしても年間を同じリスク評価でもって一貫した監査を実施しなければならないので、恐らく18年3月でやろうとするとやはり中間からやらざるを得ないということではないかと思うんです。

それから、第2点につきましては、これはご要望ということでもありますけれども、この点について何か加藤委員からご説明ございましょうか。というのは、我々の方は一応通し番号で言いますと24ページの7で実証手続実施ということで、そこで押さえてはおりますけれども、あえてこの点について何か加藤委員の方からご説明があればどうぞ。

○加藤臨時委員 逆瀬委員がご指摘されたのは、多分16項とおっしゃったのは協会が出している実務指針の16項のことでしたよね。

○逆瀬専門委員 はい、公開草案のです。

○加藤臨時委員 16項では、重要な虚偽表示リスクの評価の程度にかかわらず、もし重要な取引勘定残高開示のそれぞれに対する実証手続を立案し、実施しなければならないようなものももしあれば、それについては中間監査手続を実施しなければならないという項目が一つあるわけですね。これが、監査基準の本体の方ではこれに対応するものがないというご指摘だと思うんですね。

もう一つ似たようなのが、特別に検討を要するリスクに対応する手続があって、これが監査基準の本体には入っていると。先ほどの16項に対応するものは監査基準の本体には入っていないということなんですけど、これについては2つの観点からこれを入れたということがあるんですけど、1つは年度監査の方の実務指針との整合性を図って、年度監査の方には入っているので、それに対応して年度監査の一環としても行われる中間監査にも同じものを入れたということですね。

それと、ただそうは言ってもやはり年度監査とは保証のレベルが違いますので、それはいろいろ公開草案に対して寄せられましたコメントも踏まえて、中間監査においては発見リスクの程度を年度監査に係るそれよりも高くすることができるという表現を追加することによって公開草案にはなかった文章ですね。そして、中間監査におけるレベルでのこの手続をすればいいということで、年度監査と同じようにぎりぎりやらなくてもいいというような公開草案に対するコメントへの対応をしたというこれが一つ。

それから、この辺は、あとは議論のあるところかもしれませんが、こういう実務における手続上のことが、これは特別こういうような特別の状況のことを想定しているわけで、監査基準本体に必ずしもそれがなくても監査の実務をしていく上で監査人として気をつけなければいけないことがあればそういうものは取り入れていくというのが実務指針としての立場であって、基本的なものは監査基準の中に入れていただいてそれに対応するんですが、もっと細かな実務レベルになると必ずしも監査基準になくて実務指針にあってもそれは現場で働く監査人の指針としては必要なという、そういう観点からこれを取り入れています。

ただ、いずれにしろこの辺については、最終にするにはまた経済界の方とも話し合いをした上できちんとしたデュープロセスを踏んで納得していただいた上で最終的に公表したいと思います。また、これも3月の年度監査の方の実務指針についてはちょっとタイミング的な監査基準と実務指針との前後的タイミングのずれがあってちょっと混乱しているところもあったんですが、これを教訓としてこの中間監査についての実務指針についてはこちらの方の、中間監査基準の方の公開草案の公表するタイミング等も併せた上でそういう混乱が生じないような手配をしたいと思います。ただ、中間監査は早期提起を認めるとなるとそれに間に合うようなタイミングで出さないとまた現場が混乱しますので、その辺も考慮する必要があるとは思いますが。○山浦部会長 協会側の対応は以上のとおりですけれども、我々の方は基本的には特別に検討を要するリスクの問題を基準で取り上げるだけで、あとは実務的な対応で結構だという判断であったわけです。その意味で逆瀬委員のご懸念というか、ご指摘のところがあったと思うんですけれども、少なくとも基準ではここで指摘することもないということだったんですね。

あと、黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 2つなんですけど、前回は質問しました資料3の予測できない要素の追加というところの問題ですが、この資料3はどういうふうに公開草案にくっつけて出すのか、あるいはこれは何か解説論文か何かで示す程度になるのか、それが1点と、それからあと、2番目は「てにをは」の問題なんですけれども、そういうのもよろしいですか。

3 ページの 2 の品質管理基準の主な内容のところの 2 行目、「監査事務所レベルの品質管理と個々の監査業務レベルでの品質管理に分け」なのですが、何々と何々に分けというときに、何々と何々とに分けというふうに「と」を入れるかどうかというこれ好みの問題ですけれども、6 ページですと、下から 3 行目に関連づけられない場合と、関連づけられない場合とがあるというふうに「と」が入っているので、これは統一しておいた方がきれいかなというのが一点。

それから、4 ページの (イ) の「従来のリスク・アプローチでは」というところの文章の 3 行目で、「監査人は、自己の関心を財務諸表項目レベルに狭めがちで、かつまた」というところで、「狭めがちであり、かつまた、監査の実務が機械的となり」というふうに「であり」を入れた方がいいかとか、これは好みなのですが検討してください。

以上です。

○山浦部会長 修文につきましては検討させていただきます。

資料 3 につきましては、これは事務局の方でどうぞ。

○野村企業会計調整官 資料 3 につきましては、基本的には当部会でご審議をいただく際に委員の皆様方にご理解をしていただく際の助けになるようにということでございまして、現段階では特に公開草案に付してということは考えていないところではございますけれども、この点についてもご意見を賜りまして、参考図表というような形で公開草案本体とは別に意見募集する際の参考資料ということで公表することは当然可能といいたいまいしょうか、あり得るというふうに考えておまして、この点についてももしよろしければご意見を賜ればというふうに考えております。

○黒川委員 そうですね。私もみたいな者からすればこういうのはあった方がわかりやすいんですが、わかりやすいとするとさっきのここの要素というところが、この間逆瀬委員もおっしゃったけれどもこれが品がないのか、あるいは実際にこんなことはあり得ないのかよくわかりませんが、そこのところだけちょっと検討して、こういうのがあった方がいいとは思っています。

○山浦部会長 ありがとうございます。この点は検討いたします。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 今の資料 3 について細かい話なんですけれども、今ご指摘のあった全般的な対応のところの上から 3 つ目、監査時間の増加になっていますけれども、これも適切な確保の方がよろしいかと思えます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、友永委員、どうぞ。

○友永委員 前文の方の4ページのところ、一番上のところなのですが、なお書きですけれども、品質管理の基準というのは、やはり事務所の状況によってもありようは非常に変わってくるんだろうと思います。それで、2,000人も3,000人もいる組織と個人会計士事務所というところでこの品質管理基準、大法人を念頭に置いて読めば非常に読みやすくてわかりやすいんですが、管理の仕組みというのはすべてそうだと思うんですけども、当然に事務所の規模ですとか組織が1カ所で事務所が1カ所しかないところと、マルチロケーションだということと、それぞれに相当程度変わってくるだろうというのを書いていただきたいと思うんですが、そこら辺は当然にそういう含みがあるという理解をしていらっしゃるのかどうか、そこら辺を確認させていただきたいと思います。

○山浦部会長 これは前回、友永委員の方がご指摘があったところでありますが、これについていかがでしょうか。

○池田企業開示課長 今、友永委員がおっしゃったように、品質管理のやり方を考えていくときにはその監査事務所の組織ですとか体制ですとかそうしたものを踏まえて、それにふさわしい形で結果として適切な監査水準が確保されるような形で組み立てられるべきことは当然だと思います。当然にそうしたことを踏まえて、今回のこの品質管理基準も基本的に各監査事務所においてこういう趣旨を踏まえて方針手続が定められるという、その結果最終的な監査の質がきちんと保たれるように、それは公認会計士協会の方で品質管理レビュー等の形でフォローされるんだと理解をしておりますけれども、そういうことでございますので、今友永委員がおっしゃったことは当然の前提だというふうに考えております。

○山浦部会長 友永委員、どうぞ。

○友永委員 ありがとうございます。

もう一点、また別の問題なのですが、平成14年1月のときの監査基準の改訂については、前文で監査の仕組みについて説明をしたと、これはそういう意味で先ほどの発見リスクの話もそうなのですが、基本的な考え方というものを非常にあらわしている部分があります。そういった意味で今回新たな監査基準が改訂されますと、この前文はまた新たなものがつく、従来の歴史的な遺物と言っては何ですけれども、そういったものとして現在の監査基準の前文があるという形になるのか、あるいは生かすべきところは生きているというふうに考えるのか、そこについてもお教えください。

○山浦部会長 これも事務局の方から。

○池田企業開示課長　そこは、これは結局基準そのものとしては後ろにつきます基準本体があって、ここは新旧対照表であらわせるように直っていくわけですがけれども、当然それぞれ、もともとできたときに解説という趣旨でこういう前文がついておりまして、私どもの理解では当然に平成14年のときの前文も、もちろん必要な修正が基準上生じている場合には修正が生じるんだらうと思いますけれども、そこは当然14年の基準を解釈するときにはその時々この前文を総合的に踏まえて解釈、運用がされるというふうに考えております。

○山浦部会長　よろしいでしょうか。

あと、どなたかご意見ございませんでしょうか。

本日頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、前文及び基準の公開草案につきましては所要の修正等をさせていただきます。また、これらにつきましては皆様にメール等でお伝えいたします。その上で、おおむね皆様の合意が得られたのではないかというふうに理解しております。

つきましては、本日頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして所要の修正をした後、公開草案として公表させていただき、広く意見を求めていくこととしまして、修正については私部会長にご一任いただきたいと思いますと考えますけれども、いかがでございましょうか。

ありがとうございました。

併せて、本公開草案の公表に関する手続等につきましても部会長にご一任いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

なお、本基準につきましては、意見募集期間の終了後、いただいた意見を集約・整理した後、当部会に改めてお諮りしたいと存じます。よろしくお願いたします。

最後に、当部会における今後の審議の予定でありますけれども、本年1月の総会で決定された当部会の審議事項としては、監査基準の改訂のほか、四半期レビュー基準の策定を行うとされたところであります。この点につきましては、6月28日に金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキンググループの報告が取りまとめられたところでありまして、四半期開示を証券取引法上の開示としても整備していくべきであるという提言がなされました。併せて、四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図ることが提言に盛り込まれているところであります。

したがって、今後、早急に四半期レビューに係る審議に着手していく必要がありますけれども、具体的な進め方等につきましては事務局から改めてご連絡させていただきます。

当部会では、今後早急に四半期レビューに係る審議に着手していく必要がありますけれども、これまでの審議テーマについては本日でとりあえず一区切りになります。委員の皆様には、10回にわたり精力的にご審議を賜りまして大変ありがとうございました。

部会の今後の開催等につきましては、事務局から改めて連絡させていただきますので、その節はよろしく願いいたします。長い間、本当にありがとうございました。

本日の部会はこれにて閉会させていただきます。

お忙しいところご参集いただきまして大変ありがとうございました。

午前 11時31分閉会